

岩手大学大学院連合農学研究科入学者選抜等に関する内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の入学者の選抜に関する必要な事項について定めるものとする。

(代議員会への付託)

第2条 研究科教授会は、入学者選抜等に関する次の各号に掲げる事項を研究科代議員会（以下「代議員会」という。）に付託する。

- (1) 学生募集に関すること。
- (2) 出願資格に関すること。
- (3) 入学者の選抜方法に関すること。

第2章 出願資格認定審査

(出願資格認定審査)

第3条 代議員会は、岩手大学大学院学則第25条の五及び六に規定する入学資格に基づき志願しようとする者がある場合は、その者の出願書類を受理する前に、出願資格認定のための審査（以下「出願資格認定審査」という。）を行い、その結果を志願しようとする者に通知するものとする。ただし、デュアルディグリープログラムによる出願をしようとする者は該当しない。

2 代議員会は、前項の出願資格認定審査を次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 経歴調査大学の学部卒業後2年以上の教育、研究歴の有無及びその内容についての調査
- (2) 業績審査修士論文と同等以上の価値ある研究業績の有無についての審査
- (3) その他必要に応じて行う修士課程修了者と同等以上の学力を確認するための口頭試問

3 代議員会は、前項の出願資格認定審査を実施するために必要な研究分野の研究科教員を審査委員として加えることができる。

第3章 入学者選抜

(入学者選抜方法)

第4条 入学者の選抜は、口頭試問、成績証明書及びその他の必要と認める資料を総合して判定するものとする。

(口頭試問)

第5条 入学者選抜の口頭試問は、修士論文又は修士論文相当の論文並びに修士論文研究経過報告書等を対象に行う。

(入学試験委員会)

第6条 入学者の選抜を行うため、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

第7条 入試委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長補佐
- (3) 第9条に定める口頭試問委員会委員

2 入試委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には研究科長を、副委員長には研究科長補佐をもって充てる。

3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(口頭試問委員会)

第8条 入試委員会に、次の各号に掲げる事項を処理するため、入学志願者のある連合講座ごとに入学者選抜口頭試問委員会（以下本章において「口頭試問委員会」という。）を置く。

- (1) 口頭試問の評点に関すること。
- (2) その他口頭試問の実施に関すること。

(口頭試問委員会の委員)

第9条 口頭試問委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。ただし、構成大学のうち、少なくとも2大学に所属する委員で構成することを要する。

- (1) 原則として当該連合講座の代議員
- (2) 入学志願者の主指導教員予定者及び副指導教員予定者
- (3) 入試委員会委員長が必要と認めた研究科教員

(口頭試問委員会委員の委嘱とその任期)

第10条 口頭試問委員会の委員は、代議員会の議を経て研究科長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、委嘱の日から合格者の発表の日までとする。

(口頭試問委員会の委員長)

第11条 口頭試問委員会に委員長を置き、第9条第1号に掲げる委員の中から選出するものとする。

2 口頭試問委員会委員長は、試問の評点結果を研究科長に報告するものとする。

(合否の判定)

第12条 研究科長は、前条第2項に規定する報告に基づき、入試委員会及び代議員会の議を経て研究科教授会において合否の判定を行うものとする。

第4章 雑則

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、入学者選抜等に関し必要な事項は、代議員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年2月5日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。